

## 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28年7月1日～平成 31年 6月 30日までの3年間

2. 内容

**目標1：妊娠婦や育児中の社員に対する理解と協力が得られる、女性が働きやすい職場環境を整備する。**

＜対策＞

●平成 28年 7月以降

- ・妊娠中の女性社員の母性健康管理についての勉強会を実施し、制度の周知を図る。
- ・育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業等についての勉強会を実施し、諸制度の周知を図る。

**目標2：安心して育児休業を取得することができ、職場復帰できる環境を整備する。**

＜対策＞

●平成 28年 7月以降

- ・育児休業（予定者）に対して、育児休業中の待遇及び職場復帰後の社会保険や給与についての説明を行う。
- ・育児休業中の労働者の職業能力の開発・向上のための情報提供をメール等で行う。
- ・育児休業後における現職への復帰のための業務内容や業務体制の見直しを図る。

**目標3：育児と仕事の両立を実現しやすいような制度を導入する。**

＜対策＞

●平成 29年 4月以降

- ・小学校就学未満の子を養育する社員に対し、短時間勤務制度を導入する。